

児童福祉事業の取扱いについて

児童福祉事業の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第6回	平成16年6月25日	決定	第7回	平成16年7月23日
	第14回	平成16年12月24日		第14回	平成16年12月24日
<p>【調整方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次世代育成支援行動計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。 2 出産祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。 3 <u>特別保育事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。</u> 4 放課後児童対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、幕別町の例により、合併時に統合する。 5 ことばの教室等児童通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、大樹町母子通園センターについては、関係機関と協議し、新町において調整する。 肢体不自由児通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 6 認可保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、幕別町の例により、合併時に統合する。 7 認可外保育所（へき地保育所）については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 					

(別紙)

協議項目	22-10 児童福祉事業の取扱い		
決定されている調整方針	特別保育事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。		
項目	幕別町	忠類村	調整結果
特別保育事業	<p>【地域子育て支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 幕別町地域子育て支援センター あおば ・実施施設 札内青葉保育所 ・実施日 月～金曜日（保育所休所日を除く） ・事業内容 育児不安等についての相談事業 子育てサークル等の育成及び支援事業 特別保育事業の積極的実施及び普及の促進事業 地域の子育て家庭に対する各種子育てに係る情報の提供 	<p>【地域子育て支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 忠類村子育て支援センター ・実施施設 忠類保育所 ・実施日 月～金曜日（保育所休所日を除く） ・事業内容 育児不安等についての相談指導 子育てサークル等の育成及び支援 特別保育事業等の実施及び普及促進の努力 ベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供 家庭的保育を行う者への支援 	<p>【地域子育て支援センター】</p> <p>(1) 幕別地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 幕別子育て支援センター ・実施施設 札内青葉保育所 ・実施日 月～金曜日（保育所休所日を除く） ・事業内容 育児不安等についての相談事業 子育てサークル等の育成及び支援事業 特別保育事業の積極的実施及び普及の促進事業 地域の子育て家庭に対する各種子育てに係る情報の提供 <p>(2) 忠類地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 忠類子育て支援センター ・実施施設 忠類保育所 ・実施日 月～金曜日（保育所休所日を除く） ・事業内容 育児不安等についての相談事業 子育てサークル等の育成及び支援事業 特別保育事業の積極的実施及び普及の促進事業 地域の子育て家庭に対する各種子育てに係る情報の提供

項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
特別保育事業 (つづき)	【一時保育】 該当なし	<p>【一時保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施施設 忠類保育所 (地域子育て支援センターの事業内容における特別保育事業の一環として) ・対象児童 児童福祉法の規定等による保育の実施の対象とならない就学前児童であって、かつ、次のいずれかに該当する者であること。 保護者の勤務形態等により、育児が断続的に困難な場合 保護者の疾病及び入院等による場合 保護者の育児疲れ解消等の私的事由による場合 その他村長が認める場合 満年齢1歳6カ月以上の児童を対象とし、児童1人につき週3日以内、かつ、月12日以内の利用を限度とする。 ・受入時間 忠類保育所の開所時間 ・利用料 1時間 300円(30分以上は1時間に切り上げ) 	<p>【一時保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施施設 忠類保育所 (地域子育て支援センターの事業内容における特別保育事業の一環として) ・対象児童 児童福祉法の規定等による保育の実施の対象とならない就学前児童であって、かつ、次のいずれかに該当する者であること。 保護者の勤務形態等により、育児が断続的に困難な場合 保護者の疾病及び入院等による場合 保護者の育児疲れ解消等の私的事由による場合 その他町長が認める場合 満年齢1歳6カ月以上の児童を対象とし、児童1人につき週3日以内、かつ、月12日以内の利用を限度とする。 ・受入時間 忠類保育所の開所時間 ・利用料 1時間 300円(30分以上は1時間に切り上げ)

項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
特別保育事業 (つづき)	<p>【休日保育】 該当なし 特別保育事業として実施していないが、すべての認可保育所及びへき地保育所で土曜日も開所している。</p>	<p>【休日保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施施設 忠類保育所 (地域子育て支援センターの事業内容における特別保育事業の一環として) ・対象児童 保育園入所に係る規定等に合致し、休日等においても保育に欠ける児童 ・受入時間 忠類保育所休所日(主に土曜日等) 8:00～13:00 ・利用料 1時間 300円(30分以上は1時間に切り上げ) 	<p>【休日保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施施設 忠類保育所 (地域子育て支援センターの事業内容における特別保育事業の一環として) ・対象児童 保育園入所に係る規定等に合致し、休日等においても保育に欠ける児童 ・受入時間 忠類保育所休所日(主に土曜日等) 8:00～13:00 ・利用料 1時間 300円(30分以上は1時間に切り上げ)